

# 福岡アジアビジネス特区

都道府県名：

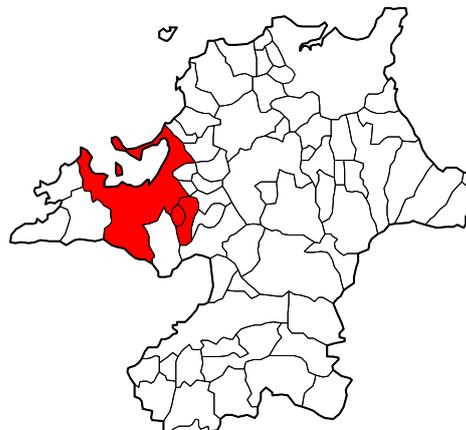
福岡県

申請主体名：

福岡県、福岡市

区域の範囲：

福岡市の全域並びに  
春日市及び大野城市  
の区域の一部（九州大  
学筑紫地区）



特区の概要：

地理的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かし、外国人研究者等の受入れや産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する。

適用される規制  
の特例措置：

- ・ 学校設置会社による学校設置
- ・ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・ 空地に係る要件の弾力化による大学設置
- ・ インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置
- ・ 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設



情報関連産業の集積地  
福岡ソフトリサーチパーク



サイバー大学が入居する  
シーマークビル